

保護者 各位

習志野市こども部児童育成課長

10月の放課後児童会の対応について

日頃より本市放課後児童会の運営に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

このたび、政府による緊急事態宣言が9月30日の期限で解除されます。

これまで本市放課後児童会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、9月の放課後児童会への登室自粛【家庭での保育】に御協力いただいた場合、9月分の放課後児童育成料及び放課後児童会利用者おやつ代の減免対応を実施しておりましたが、緊急事態宣言が解除されることに伴い、対応を終了といたします。

しかしながら、感染症予防対策として、マスクをはずし機会となるおやつ提供につきましても、提供時の環境を整えるため、10月15日(金)までは引き続き、原則、おやつを持ち帰り対応を継続し、10月18日(月)から、通常のおやつ提供とさせていただきますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

今後も放課後児童会では、感染防止対策に取り組みながら、運営をしてまいりますので、保護者の皆様におかれましても、御家庭での感染予防と御家族の体調管理への御協力をお願いいたします。

記

1. おやつについて

放課後児童会でのおやつ提供につきましては、10月15日(金)まで、引き続き、持ち帰りの対応とさせていただきます。御理解・御協力をお願いします。

ただし、17時以降に在室している児童につきましては、保護者様の申し出により、感染症対策を徹底したうえでおやつ提供を行います。

17時以降のおやつ提供を希望される場合は、連絡帳や電話等で各児童会の職員にお知らせください。

10月18日(月)からは、通常通りのおやつ提供となります。

2. 保護者の皆様へのお願い

・児童会児童及び同居の御家族が以下の状況にある場合、早急に児童育成課(453-7379)まで連絡してください。各児童会へは、児童育成課から連絡します。

※休日は市役所代表番号(451-1151)に連絡していただき、「早急に児童会担当へ連絡を取りたい」旨を伝えていただければ、折り返しの電話をします。

○新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、濃厚接触者に特定された場合

○医師や保健所の指示等でPCR検査及び抗原検査を受ける場合

3. 学校の臨時休業や当該児童会児童の感染等が確認された場合

①臨時閉室について

- ・学校が臨時休業した場合や児童会での対応が必要となった場合は、原則臨時閉室になることを御承知おきください。
- ・臨時閉室の決定後、緊急連絡メールにて第一報を配信します。
- ・学校が学級閉鎖や学年閉鎖となった場合、閉鎖された学級・学年の児童は閉鎖期間中の登室はできません。
- ・知り得た情報等に対しては、人権擁護の観点から冷静で配慮ある行動をお願いします。

②お迎えについて

- ・臨時閉室の第一報後、速やかにお子様のお迎えをお願いします。お迎えに来られるまでは、安全対策を取りながら保育を行ってまいります。
- ・感染予防の観点から保護者の方のお迎えの通路等を変更させていただく場合がございます。職員の指示に従って行動していただきますようお願いします。

4. その他

放課後児童会の運営にあたっては、「放課後児童会における新しい生活スタイル〈習志野市版〉」に基づき、毎日の健康管理（検温等）、マスクの着用、換気の徹底、手洗いの徹底、飲食時の黙食の実施など感染予防に取り組んでいます。

御家庭におきましても感染症予防対策に御協力をお願いします。

【問い合わせ】
習志野市児童育成課
047-453-7379